

## 「県民の声を受けて」公表分の概要

平成29年10月19日  
戦略企画部

県民の声を受けて、9月19日、10月2日及び10月16日に県Webに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は42件ですが、このうち6件については複数の所属で対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）県の対応件数は48件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを記した主な内容は3のとおりです。

### 1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	34	8	4	2				48

### 2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部						1	1	2
戦略企画部		2				3		5
総務部						3		3
健康福祉部		11				1		12
環境生活部		1	1			1		3
地域連携部		4	2			1	1	8
農林水産部								
雇用経済部						1		1
県土整備部		2		1	1	3		7
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局								
監査委員事務局								
人事委員会事務局		1						1
教育委員会事務局		3				3		6
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		24	3	1	1	17	2	48

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3 主な内容

#### (1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを記したもの)

ア 職員の応対についての苦情 No. 23

イ 職員の行動、マナーについての意見 No. 27

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・平成29年9月19日、10月2日及び10月16日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（48件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには未掲載
- ・整理番号欄に、Aを記したものは、職員に関するもの（2件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1	2017/8/23	封書・葉書	提案意見	防災対策について	東日本大震災の津波による大惨事を見ると、多くの人々が津波に巻き込まれています。津波避難警報が発令された時、まず救命胴衣（ライフジャケット）を着て高台へ避難していたら、津波に巻き込まれても多くの命は助かったと思います。ライフジャケットは、大人用3千円、子ども用2千円相当です。「費用と効果」、「すぐ実行できる」、「メンテナンス費用不要」など、防災対策としては、ひとつの方法だと思います。学校、幼稚園、保育園、老人ホーム等弱者の人から配布を始め、各家庭、各職場、人の集まる商店街、農家の人が畑に行く時の軽トラックなどに、ライフジャケットを常備し、「津波避難警報が発令されたら、ライフジャケットを着て高台に避難しましょう」を合言葉に、防災訓練を進めることを提案します。目的と効果が理解されれば、多くの人々が支援してくれると思います。検討をお願いします。	防災対策部	防災企画・地域支援課	このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。津波による被害を最小限にとどめるためには、沿岸地域で揺れを感じたら、「少しでも早く」「少しでも高く」避難することが何よりも重要です。そのため、東日本大震災等の教訓も踏まえ、本県は、市町とともに、地域における津波避難計画の作成、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者を含めた津波避難訓練の実施などによる津波避難対策の推進に取り組んでいるところです。ライフジャケットの着用は、少しでも救命率を上げるためには、一定の効果があるものとも考えられることから、津波に対し十分な準備をしたうえで、「最後の砦」としてライフジャケットを用意しておくことは、少しでも津波に対する不安を取り除き、かけがえのない命を最後まであきらめずに守り抜くという心構えにつながると思われま。本県においても、市町が実施する災害時要援護者の避難対策として行うライフジャケットの整備については、平成27年度まで支援を行っていたところです。しかしながら、ライフジャケットを着用していたとしても津波の激流により建物や浮遊物等に衝突して気を失う、あるいは負傷する危険性も否定できないなど、その有用性についてはさまざまな意見があります。つきましては、ライフジャケットを常備・活用した防災訓練を積極的に推進・実施することは、本県としては、現在のところ考えておりません。引き続き、さまざまな意見をふまえながら、皆さんのご協力のもと、着実な津波避難対策の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく申し上げます。	反映は困難である
2	2017/8/28	電子メール	苦情	ミサイルを想定した避難訓練について	今回実施した避難訓練は、緊縮財政の折、税金の無駄使いであるのでやめてほしい。ミサイルの爆発を体育館内で頭を手で覆うことで防げると考えているのなら、この訓練を計画した人たちは、余程の無知です。防災を担当する人たちは、台風・洪水・地震など、身近な災害に対して、もっと実施しないといけないことがたくさんあるはず。先日も大雨で道路が冠水し立ち往生した車がありました。そういうことに注力してほしい。ミサイル発射に対しては、アメリカと北朝鮮の関係が改善されるべく日本が活動するよう、三重県として国に提案することが、県民の安全を守ることにつながると思います。	防災対策部	災害対策課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。弾道ミサイルを想定した住民避難訓練は、実際にミサイルが発射された際にJアラートにより伝達される情報の内容、及び少しでも被害を軽減するため取るべき行動について、県民の皆様へ周知を図り、理解を深めるために実施いたしました。いただきましたご意見につきまして、今後の業務の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
3	2017/8/14	電子メール	提案意見	広報について	県の広報紙は、インターネットで見ることが出来ますか。また、広報紙を個別に断れる制度はありませんか。インターネット配信や個別に断れる制度があれば、広報紙の経費のコストダウンにつながります。古紙も高騰していると聞きました。資源や予算の節約をしてください。	戦略企画部	広聴広報課	平素は、県の広報活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。三重県広報紙「県政だよりみえ」（以下、「県政だより」といいます。）は、県民の皆さんに県の政策や考え方などをわかりやすく的確にお伝えすることで、県民の皆さんが県に対する理解や共感を深め、県政をより身近に感じ、ともに考え、行動していただくことを目的に、県が取り組んでいる防災・減災対策、地域医療、観光振興、教育活動、スポーツ振興、平和啓発などの多岐にわたる内容について、毎月テーマを選定のうえ発行しています。発行方法は、県民の皆さんがさまざまな方法で県政だよりをご覧いただけるよう、毎月第一日曜日の新聞の朝刊に折り込んでお届けするとともに、県民の皆さんに身近な県・市町の公共施設やスーパー、コンビニ、郵便局などの施設に配置し、あわせて、県のホームページにも掲載しています。今後も、県政だよりの制作や配布にかかる業務の効率化や経費の節減に十分留意したうえで、県民の皆さんに有益な県政情報を提供していきたいと考えています。また、県民の皆さんからいただいたご意見やご提案も参考に、県政だよりの改善に努めてまいります。	施策の参考とする
4	2017/8/25	電話	提案意見	知事と県民との直接対話について	知事と県民が直接対話できる場を、市や町単位で開催してほしいです。直接知事に自分の意見を伝えたり、知事の意見も聞いたりしたいので、そのような機会をつくってください。	戦略企画部	広聴広報課	この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。三重県では、面談や電話、インターネットメール等でお寄せいただいた県民の皆様の声や、県庁内で共有して業務に役立てています。県民の皆様からいただいたご意見は知事をはじめ、全職員で共有し、今後の県政運営に適宜、反映させていただきますので、引き続き、県政にかかる貴重なご意見をお寄せくださいますよう、よろしくお願いいたします。	施策の参考とする
5	2017/8/28	封書・葉書	提案意見	三重県のマスコットキャラクターについて	三重県のキャラクター（ゆるキャラ）が、まだ誕生していません。東海3県でゆるキャラが誕生していないのは、三重県だけです。現時点では、ゆるキャラの取組等は何も決まっていないのでしょうか。三重県をアピールするため、また、三重県に観光客を呼び寄せるためには、マスコットキャラクターが必要になってくると思います。	戦略企画部	広聴広報課	この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。現在、三重県のキャラクターはいませんが、県内には、県・市町あわせて把握できているものだけで100体近いキャラクターが存在しています。それぞれのキャラクターは、現在、県内外の物産展、イベント等で活躍しているため、現在、新たに県のキャラクターを制作する予定はありませんが、今後もできる限りこれらを有効活用して情報発信をしていきたいと考えています。	施策の参考とする
6	2017/8/30	電子メール	苦情	さわやか提案箱について	桑名庁舎へ行き、対応した職員に、さわやか提案箱について尋ねたところ、三重県のホームページを閲覧したことがないのか、全く知りませんでした。職員として、基本ができていないのに、職務がきちんと果たしているとは思えません。県職員として、原点に立ち返り、改めて認識するよう指導してください。	戦略企画部	広聴広報課	この度は、さわやか提案箱について、貴重なご意見をありがとうございます。また、今回の対応につきまして、お詫び申し上げます。今後も、県民の皆さんからさわやか提案箱へさまざまなご意見をお寄せいただき、県政運営に生かせるよう、職員に対し、改めて制度の周知と徹底を行ってまいります。	すでに実施している
7	2017/9/11	電子メール	提案意見	三重県のサイト内資料について	三重県のサイトを検索し、資料などを見ているのですが、日付がわからず、資料が古いのか、最新なのかわかりません。また、PDFなどに直接アクセスした場合、その資料が、どの部署のものなのかすらわからないこともあり、詳しい内容について、どこに問い合わせればよいのかわかりません。ファイル名を作成年月日や文書を作成した担当部署がわかるように表記してほしいと思います。	戦略企画部	広聴広報課	県のホームページでは、県民の皆さんへ県の政策や考え方などをわかりやすく、かつ、迅速・的確にお伝えするため、さまざまな情報を掲載しています。今回、ご提案いただいた、ファイル名を部署や作成日を反映したものへと変更することは、現在のシステムで対応することは困難ですが、資料や文書内に、連絡先や日付等を記載するなど、問い合わせ先や作成日付等を確認できるよう改善に努めてまいります。ご意見をいただきありがとうございます。	すでに実施している

8 (45)	2017/ 9/8	電子 メール	照会	三重県職 員・市町立 小中学校職 員採用試験 について	精神障がい者の雇用義務化が法定されるというのに、なぜ身体障がい者のみを対象とした採用試験しか行わないのでしょうか。来年度から実施する予定もないのでしょうか。なぜ身体障がい者だけで精神障がい者は対象でないのかについて、理由も教えてください。	総務部	人事課	平成28年4月に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正等の主旨は、精神障がい者の雇用を直ちに義務付けるものではなく、障がい者の雇用促進への取組をより一層進めていくことであると考えています。現在、三重県では、精神に障がいのある人も一般の職員採用試験を受験することが可能であり、実際に職員として勤務しています。このため、精神障がい者を対象とした試験を別枠で設けることは、現段階では予定していませんが、採用後の働き方などの課題を検討するとともに、障がい者が働きやすい職場づくりを進めてまいります。	施策の参考とする
9	2017/ 9/19	電話	苦情	県幹部公舎 について	県幹部公舎が立派すぎます。アパートを借り上げて、補助等を行った方が、よっぽど安上がりです。税金の無駄遣いです。県職員は、貴重な税金を使っていることを十分自覚すべきです。	総務部	管財課	ご意見ありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、今後の公舎管理の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
10	2017/ 9/27	電話	苦情	県幹部公舎 について	県幹部公舎に費用をかけすぎです。幹部公舎は不要です。家賃も格安で税金の無駄です。必要ならば、近くのアパートに住めばよいと思います。財政難と言いながら、立派な公舎を建てるのは、税金の無駄遣いです。	総務部	管財課	ご意見ありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、今後の公舎管理の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
11	2017/ 8/22	電子 メール	苦情	さくらねこ について	三重県のある地域で、TNR活動を行うために、猫たちに餌を与えないでほしいとボランティアの方に指示があり、仕方なく餌を与えることを中止したそうです。そのような中で、さくらねこになってこれから幸せな暮らしをするはずだった猫が、空腹に耐えかねて、縄張をはずれ、交通事故で死んでしまいました。TNR活動での餌やりは、ボランティアさんや全国の賛同した方々の善意で餌代を調達しています。また、TNR活動も動物愛護基金を使っていて、公費は使っていません。それでも、餌やりを中止することを命令できるのでしょうか。また、TNR活動にも枠があり、これを達成しないといけないとの発言があったそうです。TNR活動が進めば対象となる個体も減るため、枠などというノルマが存在することも疑問です。TNR活動をする個体を確認した際に、ボランティアの方が空腹に耐えかねて死んだ猫のことを職員に報告したところ、死んだ猫に対して謝罪の言葉もありませんでした。三重県職員が命の重要性を考えていない証拠です。担当職員や上司が、ボランティアの方に直接謝罪することを求めます。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。県では、平成26年度から、「さくらねこTNR」（TNR先行型地域猫活動）に取り組んでいる公益財団法人どうぶつ基金と協働して、猫の殺処分数の減少や地域における飼い主のいない猫の問題の解決に向けて取り組んでいます。地域に不妊・去勢手術を行っていない猫が残ってしまうと繁殖を止めることができないため、本事業ではすべての猫に手術を施すことが重要となります。猫は捕獲器で保護しますが、猫が捕獲器に設置した餌を食べてくれるように、事前に餌を控えていただくようお願いすることがあります。平成29年度は、6月と8月に三重県動物愛護推進センター「あすまいる」において、公益財団法人どうぶつ基金、地域住民、ボランティア（獣医師を含む）、関係市町職員等と連携して、計401匹の猫に去勢・不妊手術を行いました。手術が必要な猫は県内にまだ多くいます。1回の事業で手術できる猫の数は限られているため、事業ごとに対象地域と手術予定数を決め、保護できなかった猫については、原則、次回以降の事業で手術を行うこととしています。今回、本事業にご協力いただいたボランティアの方への説明や配慮が足りなかったことについては、今後、改善に努めたいと思いますが、県では猫の殺処分数ゼロをめざして職員一丸となって取り組んでおりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 ※「TNR活動」とは、飼い主のいない猫を捕獲し（Trap）、不妊・去勢手術を行い（Neuter）、元の場所に戻す（Return）ことで、猫をめぐる様々なトラブルの軽減を図るとともに、一代限りの命を見守る活動です。	すでに実施している
12	2017/ 8/25	電子 メール	提案意見	TNR活動について	私は、個人でTNR活動をしています。公益財団法人どうぶつ基金と一斉にされた、TNR活動の報告について知りたいです。また、他県では、飼い主のいない猫の不妊・去勢費の助成が、続々と始まっています。三重県では、助成の予定はないのでしょうか。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。平成29年8月に三重県動物愛護推進センター「あすまいる」において、公益財団法人どうぶつ基金、地域住民、ボランティア（獣医師を含む）、関係市町職員等と連携して実施した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等の報告については、以下のページに掲載しております。 ○三重県動物愛護推進センター「あすまいる」ホームページ <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/91035000001_00004.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/91035000001_00004.htm</a> ○公益財団法人どうぶつ基金ホームページ <a href="http://blog.livedoor.jp/sakuramimimi/archives/51963905.html">http://blog.livedoor.jp/sakuramimimi/archives/51963905.html</a> ご協力いただくボランティアの皆様の負担を少しでも軽減するため、助成金の支給という形ではなく、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とした本事業を進めることで、猫の殺処分数の減少や地域における飼い主のいない猫の問題の解決に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 ※「TNR活動」とは、飼い主のいない猫を捕獲し（Trap）、不妊・去勢手術を行い（Neuter）、元の場所に戻す（Return）ことで、猫をめぐる様々なトラブルの軽減を図るとともに、一代限りの命を見守る活動です。	すでに実施している
13 (14)	2017/ 8/7	FAX	要望	ヘルプマークと手話について	みえ県議会だよりNO. 157を拝見しました。県内の団体の会合で、ヘルプマークの導入が話題になりました。三重県でもヘルプマーク導入について、具体的手法を検討中とのことでしたので、取組状況がわかりましたら、お教えください。別件ですが、本年4月から実施された手話言語条例について、次回の勉強会で講師にお話しいただくことになっています。ろうの方は手話が第一言語です。手話が身近な言語社会になりますよう啓発をお願いいたします。	健康福祉部	地域福祉課	「ヘルプマーク」につきましては、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が身に付けて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、必要な援助を得やすくすることを目的に、平成24年度に東京都が導入しました。全国的に導入府県が増加してきているとともに、「ヘルプマーク」のデザインが、JIS規格に登録されるなど今後一層理解が進むことが想定されるため、県として導入に向けて取り組んでいきます。導入にあたっては、必要とする方に「ヘルプマーク」を所持していただき、県民の方々に意味を理解してもらうとともに、電車やバスで席を譲ったり困っている人を見掛けたら声を掛けたり、思いやりを持った行動を呼びかける取組も重要と考えています。今後は、他の都府県の取組を参考にするとともに、関係団体の方々や市町の意見なども聴きながら、具体的な手法について検討していきます。	施策の参考とする
14 (13)	2017/ 8/7	FAX	要望	ヘルプマークと手話について	みえ県議会だよりNO. 157を拝見しました。県内の団体の会合で、ヘルプマークの導入が話題になりました。三重県でもヘルプマーク導入について、具体的手法を検討中とのことでしたので、取組状況がわかりましたら、お教えください。別件ですが、本年4月から実施された手話言語条例について、次回の勉強会で講師にお話しいただくことになっています。ろうの方は手話が第一言語です。手話が身近な言語社会になりますよう啓発をお願いいたします。	健康福祉部	障がい福祉課	このたびは、手話言語条例について、ご意見をいただき、ありがとうございました。県では、平成29年4月1日の「三重県手話言語条例」の施行に備えて街頭啓発等を行い、条例や手話の周知に努めました。また、同年3月に三重県手話施策推進計画を策定し、この計画にそって今年度から手話を使用しやすい環境の整備に向けた取組を進めています。取組では、県民の方に、手話に関心をもっていただくため、手話に関するチラシ等の作成や県のホームページ掲載等を通して条例や手話の周知を図るとともに、秋からは手話の理解と普及を図るため、県民向けの手話講座の開催等を計画しています。県では、今後も引き続き、手話を使用しやすい環境の整備に向けて、啓発や手話の普及等に向けた取組を進めていく所存ですので、ご理解、ご協力をお願いします。	すでに実施している

15	2017/9/8	電子メール	提案意見	自殺予防について	9月8日に放送されたニュースの中で、三重県では、悩んでいる人がそれぞれの悩みに応じた窓口に行けるように、関係機関と連携を図っていきたくて言っていました。悩んでいる内容としては、増税や貧困、孤独等ではないでしょうか。三重県に、それぞれの悩みを解決できる場所があるのでしょうか。話を聞いていても、解決しようとする考えはせず、たらいまわしにして、仕事を増やしたいように聞こえました。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございました。自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などさまざまな要因により、その多くは追い込まれた末の死であると言えます。県では、これらの悩みや困難を抱えた人が支援を受けられるようそれぞれの悩みに応じた相談窓口を、三重県自殺予防情報センターのホームページやパンフレットの配布等により周知を行っているところです。また、いくつかの要因が複合している場合もあるため、必要な相談窓口がご案内できるよう、関係機関との連携も進めているところです。今後も、わかりやすく具体的な相談窓口等の周知について努めさせていただきます。	すでに実施している
16	2017/9/11	電子メール	提案意見	自殺予防週間のチラシ配布について	駅前で、自殺予防啓発のティッシュを配っているニュースを見ました。駅前で配っても、効果があるとは思えません。配布場所をよく考えるべきだと思います。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございました。自殺対策基本法において、自殺予防週間を9月10日から9月16日までとし、啓発活動を広く展開するものとされていることから、県におきましても、9月8日に津駅での啓発を実施したところです。自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、県民誰もが当事者となり得る重大な問題です。このことについて、県民の皆様ご理解をいただくように広く呼びかけを行うため、通勤通学の時間にあわせて啓発をさせていただきました。ご意見をいただきました啓発場所については、今後の啓発にあたっての参考とさせていただきます。	すでに実施している
17	2017/9/6	電子メール	提案意見	県の事業について	県の障がい児等療育相談支援事業で実施される研修会の講師については、どのような基準で選ばれているのですか。精神科医療への不信をおもする主張をする人物を県の事業の講師にすることに、疑問を抱きます。	健康福祉部	障害者相談支援センター	三重県障がい児等療育相談支援事業につきましては、地域で暮らす障がい児（者）、発達の子になる児童、またそのご家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図ることを目的として、県内9つの地域で実施しているところです。具体的な取組としては、療育相談、療育指導、障害福祉サービス等の利用に関する助言、教育機関等との連携による支援ネットワークの構築の必須事業に加え、機能強化事業として専門職員による療育指導、研修会の開催、専門集団療育等を実施できることとなっております。今回ご意見をいただいた内容については、受託事業者が計画した「専門職員による療育指導」としての研修会のこととなりますが、県が研修の実施を把握した時点で、講師のこれまでの講演内容を確認したところ、県の事業として認められないものであると判断し、受託事業者に対し、中止を申し入れました。その結果、受託事業者の独自事業として実施することとなりましたが、すでに当該事業名が明記されたチラシが配布された後であったことから、県のホームページにて誤解のないようアナウンスをさせていただきました。また、講演会当日には、出席された方に対し、委託業者の独自事業という、説明を行っています。こういった経緯により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについては、心よりお詫びを申し上げます。併せて、今後、この事業が、地域で暮らす障がい児（者）、発達の子になる児童、その家族等に寄り添いながら、本来の目的が果たせるよう、委託後の事業内容を適宜把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。	すでに実施している
18	2017/9/6	電話	提案意見	県の委託事業の研修会講師について	三重県障がい児等療育相談支援事業として開催される研修会の講師は、適切ではないと思えます。	健康福祉部	障害者相談支援センター	三重県障がい児等療育相談支援事業につきましては、地域で暮らす障がい児（者）、発達の子になる児童、またそのご家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図ることを目的として、県内9つの地域で実施しているところです。具体的な取組としては、療育相談、療育指導、障害福祉サービス等の利用に関する助言、教育機関等との連携による支援ネットワークの構築の必須事業に加え、機能強化事業として専門職員による療育指導、研修会の開催、専門集団療育等を実施できることとなっております。今回ご意見をいただいた内容については、受託事業者が計画した「専門職員による療育指導」としての研修会のこととなりますが、県が研修の実施を把握した時点で、講師のこれまでの講演内容を確認したところ、県の事業として認められないものであると判断し、受託事業者に対し、中止を申し入れました。その結果、受託事業者の独自事業として実施することとなりましたが、すでに当該事業名が明記されたチラシが配布された後であったことから、県のホームページにて誤解のないようアナウンスをさせていただきました。また、講演会当日には、出席された方に対し、受託事業者の独自事業という、説明を行っています。こういった経緯により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについては、心よりお詫びを申し上げます。併せて、今後、この事業が、地域で暮らす障がい児（者）、発達の子になる児童、その家族等に寄り添いながら、本来の目的が果たせるよう、委託後の事業内容を適宜把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。	すでに実施している
19	2017/9/6	電話	提案意見	県の委託事業の研修会講師について	三重県障がい児等療育相談支援事業として開催される研修会の講師について、これまでの講演内容を把握しているのですか。講師は、この事業に対するアンチテーゼを訴えていると思われるため、確認してください。	健康福祉部	障害者相談支援センター	三重県障がい児等療育相談支援事業につきましては、地域で暮らす障がい児（者）、発達の子になる児童、またそのご家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図ることを目的として、県内9つの地域で実施しているところです。具体的な取組としては、療育相談、療育指導、障害福祉サービス等の利用に関する助言、教育機関等との連携による支援ネットワークの構築の必須事業に加え、機能強化事業として専門職員による療育指導、研修会の開催、専門集団療育等を実施できることとなっております。今回ご意見をいただいた内容については、受託事業者が計画した「専門職員による療育指導」としての研修会のこととなりますが、県が研修の実施を把握した時点で、講師のこれまでの講演内容を確認したところ、県の事業として認められないものであると判断し、受託事業者に対し、中止を申し入れました。その結果、受託事業者の独自事業として実施することとなりましたが、すでに当該事業名が明記されたチラシが配布された後であったことから、県のホームページにて誤解のないようアナウンスをさせていただきました。また、講演会当日には、出席された方に対し、受託事業者の独自事業という、説明を行っています。こういった経緯により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについては、心よりお詫びを申し上げます。併せて、今後、この事業が、地域で暮らす障がい児（者）、発達の子になる児童、その家族等に寄り添いながら、本来の目的が果たせるよう、委託後の事業内容を適宜把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。	すでに実施している

20	2017/9/7	電子メール	提案意見	県の委託事業の研修会講師について	知人から、三重県障がい児等療育相談支援事業において、精神薬を否定する内容の研修会が開催されると聞きましたが、この講演会の講師を選任したことについて、慎重さにかけていたと言わざるを得ません。私が危惧するのは、この講演を通して、三重県民が反現代医療、反ワクチンの思想に染まることです。この講師のこれまでの講演内容を把握し、委託事業者に講演の中止を図るよう指摘いただきますようお願いいたします。	健康福祉部	障害者相談支援センター	三重県障がい児等療育相談支援事業につきましては、地域で暮らす障がい児（者）、発達に気になる児童、またそのご家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図ることを目的として、県内9つの地域で実施をしているところです。具体的な取組としては、療育相談、療育指導、障害福祉サービス等の利用に関する助言、教育機関等との連携による支援ネットワークの構築の必須事業に加え、機能強化事業として専門職員による療育指導、研修会の開催、専門集団療育等を実施できることとなっております。今回ご意見をいただいた内容については、受託事業者が計画した「専門職員による療育指導」としての研修会のことになりますが、県が研修の実施を把握した時点で、講師のこれまでの講演内容を確認したところ、県の事業として認められないものであると判断し、受託事業者に対し、中止を申し入れました。その結果、受託事業者の独自事業として実施することとなりましたが、すでに当該事業名が明記されたチラシが配布された後であったことから、県のホームページにて誤解のないようアナウンスをさせていただきます。また、講演会当日には、出席された方に対し、受託事業者の独自事業という、説明を行っています。こういった経緯により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについては、心よりお詫びを申し上げます。併せて、今後、この事業が、地域で暮らす障がい児（者）、発達に気になる児童、その家族等に寄り添いながら、本来の目的が果たせるよう、委託後の事業内容を適宜把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。	すでに実施している
21	2017/9/7	電子メール	提案意見	県の委託事業の研修講師について	三重県障がい児等療育相談支援事業の機能強化事業で開催される研修ですが、専門家ではない方からの代替医療の講演かと考えます。この研修講師が主張する内容に問題点を感じますので、講師の講演内容について確認してください。障がいの（可能性の）ある児童や、服薬に不安な保護者に対し、長期的に寄り添う必要のある事業において、児童期の支援者や保護者に対し代替医療の講演を他の選択肢なく一方的になされることは非常に危険だと考えます。療育の事業の効果的な継続と子どもを取り巻くすべての方々の安全のため、よろしく願いいたします。	健康福祉部	障害者相談支援センター	三重県障がい児等療育相談支援事業につきましては、地域で暮らす障がい児（者）、発達に気になる児童、またそのご家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図ることを目的として、県内9つの地域で実施をしているところです。具体的な取組としては、療育相談、療育指導、障害福祉サービス等の利用に関する助言、教育機関等との連携による支援ネットワークの構築の必須事業に加え、機能強化事業として専門職員による療育指導、研修会の開催、専門集団療育等を実施できることとなっております。今回ご意見をいただいた内容については、受託事業者が計画した「専門職員による療育指導」としての研修会のことになりますが、県が研修の実施を把握した時点で、講師のこれまでの講演内容を確認したところ、県の事業として認められないものであると判断し、受託事業者に対し、中止を申し入れました。その結果、受託事業者の独自事業として実施することとなりましたが、すでに当該事業名が明記されたチラシが配布された後であったことから、県のホームページにて誤解のないようアナウンスをさせていただきます。また、講演会当日には、出席された方に対し、受託事業者の独自事業という、説明を行っています。こういった経緯により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについては、心よりお詫びを申し上げます。併せて、今後、この事業が、地域で暮らす障がい児（者）、発達に気になる児童、その家族等に寄り添いながら、本来の目的が果たせるよう、委託後の事業内容を適宜把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。	すでに実施している
22	2017/9/7	電話	提案意見	県の委託事業の研修講師について	三重県障がい児等療育相談支援事業として開催される研修の講師ですが、講師の主張する内容に非常に疑問を持っています。このまま講演が開催されると大変な問題になると思いますので、中止してください。	健康福祉部	障害者相談支援センター	三重県障がい児等療育相談支援事業につきましては、地域で暮らす障がい児（者）、発達に気になる児童、またそのご家族の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図ることを目的として、県内9つの地域で実施をしているところです。具体的な取組としては、療育相談、療育指導、障害福祉サービス等の利用に関する助言、教育機関等との連携による支援ネットワークの構築の必須事業に加え、機能強化事業として専門職員による療育指導、研修会の開催、専門集団療育等を実施できることとなっております。今回ご意見をいただいた内容については、受託事業者が計画した「専門職員による療育指導」としての研修会のことになりますが、県が研修の実施を把握した時点で、講師のこれまでの講演内容を確認したところ、県の事業として認められないものであると判断し、受託事業者に対し、中止を申し入れました。その結果、受託事業者の独自事業として実施することとなりましたが、すでに当該事業名が明記されたチラシが配布された後であったことから、県のホームページにて誤解のないようアナウンスをさせていただきます。また、講演会当日には、出席された方に対し、受託事業者の独自事業という、説明を行っています。こういった経緯により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについては、心よりお詫びを申し上げます。併せて、今後、この事業が、地域で暮らす障がい児（者）、発達に気になる児童、その家族等に寄り添いながら、本来の目的が果たせるよう、委託後の事業内容を適宜把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。	すでに実施している
23(A)	2017/9/25	電話	苦情	旅券センターにおける職員の対応について	先日、アスト津の旅券センターを訪れ、ある国の渡航情報（海外安全情報）について職員に問い合わせたところ、旅券センターの壁面に情報が張り付けてあるので確認することができるとの回答でした。また、最新情報については、インターネットホームページで確認するよう言われました。しかしながら、全ての県民がインターネットを利用できるわけではないと思うので、こうした対応はいかがなものですか。また、インターネットで確認する必要があるならば、旅券センターにインターネットに接続できる端末を設置し、県民が利用できるようにすべきです。	環境生活部	環境生活総務課	ご意見ありがとうございます。この度は、窓口対応で不快な思いをされたことについて、お詫び申し上げます。渡航情報（海外安全情報）については、外務省が情報収集し、「外務省海外安全ホームページ」で提供されています。県旅券センターでは、当該ホームページから関連情報をロビーに掲示するなど旅券申請手続きにお越しいただいた方々に提供していますが、海外情勢は常に変化しており、より新しくより多くの情報を入力していただくためにも、ご面倒ですが、お客様にも当該ホームページ等で確認していただくようご案内しているところです。今後も、最新の渡航情報の提供に努めるとともに、インターネットを利用されない方には、必要に応じて連絡先をご案内するなど丁寧な対応に心掛けてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
24	2017/8/8	電子メール	提案意見	電気自動車の充電設備について	三重県庁における電気自動車の充電設備の整備について、進捗状況を教えてください。県庁敷地内及び三重県の地域機関に、充電設備が設置されることを希望します。	環境生活部	地球温暖化対策課	電気自動車は、交通手段の低炭素化を進めるにあたって重要な手段です。大規模施設を管理する三重県としても、来庁者の移動手段の多様化に対応するため、本庁舎及び地域庁舎へ充電器を設置していくことは重要なことと考えています。平成27年度には、県営サンアリーナに充電器を設置しました。本年度は三重県本庁舎への設置を計画しており、引き続き、県内における充電インフラ整備を促進してまいります。	施策の参考とする

25	2017/8/21	電子メール	要望	行政代執行について	私の家族が所有する土地について、承諾もなく形状が変わっていました。県の担当課に問い合わせたところ、この事案は、行政代執行として行われているため、正当な行政行為ですと言われました。私たちは、今まで産業廃棄物最終処理場にかかる工事に協力し、また、この土地にかかる納税も行っており、県に行政代執行をされるようなことは法律的にも有り得ないはずですが。どうしてこのようになったのかについて、顛末を文書で示していただきますようお願いいたします。	環境生活部	廃棄物適正処理プロジェクトチーム	さわやか提案箱にご意見をいただきありがとうございます。四日市市大矢知・平津事案は、有限会社川越建材興業が許可面積・容量を上回る産業廃棄物の処分を行った不適正処理事案であり、平成19年1月、県は原因者の有限会社川越建材興業及び同社役員に対して生活環境保全上の支障等の除去等の措置を講じるよう措置命令を行いました。原因者は命令を履行しませんでした。このため、県は、平成24年9月、原因者に代わって生活環境保全上の支障等の除去等の措置を講じるため廃棄物処理法に基づき行政代執行に着手しています。ご意見にある地権者の承諾については、生活環境保全上の支障等の除去等の措置を実施する公益性の高い事業であることから、埋立区域内における行政代執行の実施にあたっては、地権者のご意向に問わず実施できるものとして、地権者の承諾を取得していません。なお、関係地権者には対策事業を実施する旨を、本格的な工事実施前にあらかじめ通知しているところであり、また、対策事業については地元連合自治会等に対して説明を行い、合意を得た上で事業を実施しています。一方、本事案の対策事業では、埋立区域内だけでなく埋立区域以外の区域においても調整池等の設置工事を実施することとしており、埋立区域以外の区域で工事を実施する場合は事前に当該地権者の承諾を得た上で事業を実施する必要があることから、埋立区域以外の区域にある土地について、順次地権者と境界立会いを実施してきているところです。ご意見をいただいた顛末書の作成について、上記のとおり地権者対応に関する経過や考え方をあらためて記載いたしましたのでご理解をお願いします。	すでに実施している
26 (37)	2017/8/21	電子メール	提案意見	公園の遊具について	気温が高くなる夏には、公園にある鉄製のすべり台のすべり降りる部分が熱くなり、子どもが遊ぶ時にやけどするという投稿文を読みました。やけどを防ぐ工夫が必要だと思います。	地域連携部	スポーツ推進課	ご意見をいただき、ありがとうございます。スポーツ推進局が所管する五十鈴公園のすべり台については、樹脂製となっています。使用に支障が生じるようであれば、看板により注意喚起を行うなど、利用者の安全確保に努めていきます。今後も快適に公園をご利用いただけるよう努めていきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
27 (A)	2017/8/29	電子メール	提案意見	職員の喫煙について	先日、13時に四日市庁舎を訪問しました。帰り際、庁舎東側の喫煙場所に向かい、喫煙する職員を見かけました。昼休みが終わった13時過ぎのことであり、非常識だと思います。15時頃など仕事の途中であれば、まだ理解できます。三重県職員は、暇なのでしょうか。昼休みに喫煙を済ませるのが普通です。喫煙していない職員は、まじめに働いています。改善できないなら、喫煙スペースをなくしてください。	四日市庁舎	地域調整防災総務所	ご意見ありがとうございます。また、ご指摘をいただくような職員の行動があったことにつきまして、お詫び申し上げます。今回のご指摘にあたっては、今後、庁舎内会議などの場を通じて注意喚起を行い、規範意識と県職員としての自覚を、強く促してまいりたいと存じます。	すでに実施している
28	2017/9/1	提案箱	提案意見	職員の駐車について	四日市庁舎に勤務されている、障がいのある方ですが、屋根付きのおもいやり駐車場エリアに駐車する必要があるのでしょうか。(私も障がい者です。)	四日市庁舎	地域調整防災総務所	ご意見ありがとうございます。当庁舎では5台分の思いやり駐車スペースを設置しておりますが、下肢等に障がいがあり歩行に支障のある職員についても、思いやり駐車場の利用状況と通勤者の障がい部位程度・人数などを衡量の上、当該駐車場を使用させてきたところです。しかしながら、今回のご意見も踏まえ、職員については別途、指定駐車スペースを設置しました。ご理解をお願い申し上げます。	すでに実施している
29	2017/9/5	提案箱	提案意見	四日市庁舎の守衛のあいさつ	四日市庁舎で勤務されている守衛さんは、あいさつをしないのでしょうか。	四日市庁舎	地域調整防災総務所	ご意見ありがとうございます。守衛の接遇について、不十分な点がありましたことをお詫び申し上げます。いただきましたご意見につきましては、委託事業者に伝達し、改善指示いたしました。県民の皆様にも、気持ちよく来庁していただけるよう努めてまいりますので、よろしく申し上げます	すでに実施している
30	2017/9/27	提案箱	提案意見	四日市庁舎の守衛の対応について	四日市庁舎の受付窓口にいる守衛は、あいさつをしないのですか。	四日市庁舎	地域調整防災総務所	ご意見ありがとうございます。当庁舎でも挨拶の励行については守衛に指導しておりますが、重ねてのご意見でもございますので、再度確認指示いたしました。よろしくご理解をお願い申し上げます。	すでに実施している

31	2017/9/6	提案箱	苦情	清掃員について	靴下にズボンの裾を入れている清掃員を見かけました。すごくだらしなです。監督指導は行き届いているのでしょうか。	津庁舎	地域調整防災総合事務所	貴重なご意見ありがとうございました。清掃員の服装により、ご不快な思いを与えましたことをおわび申し上げます。いただきましたご意見につきましては、委託業者の総括責任者へ内容を伝え改善を促しました。県民の皆様は、気持ち良く来庁していただけるよう努めてまいりますのでよろしくお願い致します。	県民の声を受けて実施した
32	2017/9/7	提案箱	苦情	清掃員の態度について	以前、津庁舎のエレベーターを利用した際、モップを持った清掃員が乗ってきて、モップの糸の部分私の顔に当たりそうになり、非常に不快な気分になりました。しっかり教育してください。	津庁舎	地域調整防災総合事務所	貴重なご意見ありがとうございました。清掃員の行動により、ご不快な思いを与えましたことをおわび申し上げます。いただきましたご意見につきましては、委託業者の総括責任者へ内容を伝え改善を促しました。県民の皆様は、気持ち良く来庁していただけるよう努めてまいりますのでよろしくお願い致します。	県民の声を受けて実施した
33	2017/9/7	面談・来訪	提案意見	松阪庁舎会議室の利用方法について	3階特別室、6階大会議室、6階の入札室（2つ）、2階のリフレッシュルームの利用方法について検討してください。民間企業と民間団体への貸し出しも検討してください。	松阪庁舎	地域調整防災総合事務所	県の庁舎は、行政財産として、行政目的のために利用されるもので、地方自治法上では、例外的に、行政目的を妨げない場合はその範囲において限定的に目的外使用許可ができるとされています。しかしながら、会議室等については、現時点では県の事業のために日常的に使用しており、ご要望にありましたような、企業や団体に随時貸し出すことは、県の事業の円滑な執行との兼ね合いにおいて、その調整が困難であり、県の事業に支障をきたすおそれもあることから、ご要望については、実現は難しいものと考えております。何卒よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。	反映は困難である
34	2017/8/14	電子メール	提案意見	海外訪問について	キャンプ地の売り込みなどで、知事がカナダを訪問する経費に税金400万円が使われます。地方自治体のトップによる海外ミッションが、大きな成果につながると思いません。	雇用経済部	国際戦略課	ご意見ありがとうございます。知事の海外訪問については、「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、本県の施策やニーズ等を総合的に勘案し、訪問先を決定しています。今回のカナダ訪問は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る事前キャンプ地誘致、児童福祉先進地であるオンタリオ州での施設視察や世界第3位の航空宇宙産業都市での新たなネットワーク構築等を目的としています。海外出張経費については、国家公務員に準じた旅費制度等に基づき適切に運用していますが、そのうえで、航空機の座席の格下げ（ファーストクラス→ビジネスクラス）、機内泊によるホテル宿泊の回数減、ホテルのシングルルーム指定などできる限りの経費節減を図るとともに、随行者の人数についても、公務上の必要性を精査し、必要最小限にとどめています。ただし、限られた海外出張の機会を効果的なものとするため、高度な能力を有する通訳の確保や、犯罪やテロに対する安全性を確保した宿泊先・移動手段の手配などに努めることは必要であると考えています。そして、海外出張について最も問われるべきことは、その成果であろう考えます。海外展開については、長期的な取組を行わなければ、成果につながらない場合もあるため、訪問後のフォローアップを行いながら、長期的、継続的な国際展開推進の取組を行っているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
35	2017/9/14	電子メール	提案意見	観光客減少の報道について	ニュースで、三重県の観光客が減少したと聞きました。私は県外在住で、日頃から伊勢、鳥羽方面へ行きたいと思っているのですが、四日市市を越えるまでの高速道路や国道23号の渋滞を何度も経験してきたことで、心が折れてしまいます。関西方面へ抜ける新名神高速道路が開通すれば、渋滞も解消し、観光や行楽に向かう気も起きると思います。私だけではなく、多くの方々が心待ちにしていると思います。観光客の減少は、恒常化している渋滞の影響が大きいのではないのでしょうか。渋滞の早期解消を希望しています。	県土整備部	道路企画課	貴重なご意見ありがとうございます。現在、東名阪自動車道と並行する新名神高速道路の新四日市JCT～亀山西JCT（仮称）間の整備が平成30年度中の完成をめざして、中日本高速道路株式会社により進められており、開通により東名阪自動車道の渋滞は大幅に解消される見込みです。なお、開通までの間の渋滞を少しでも改善するため、平成29年7月14日より四日市IC～鈴鹿IC間の上り線約8キロにおいて暫定3車線化の対応がなされました。その結果、暫定3車線化運用開始後の1か月間で、渋滞回数が約2割、渋滞時間が約3割減少しました。三重県としても新名神高速道路が一日も早く開通し、渋滞が解消されることによって観光客が増加することを期待しており、早期開通に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	すでに実施している
36	2017/8/21	電子メール	提案意見	道路等の建設について	道路等の建設により生産活動には便利になりましたが、一方で、イタチやタヌキ、キツネ等の野生動物が道路で車にひかれていた姿を見かけます。私たちが、野生動物の生活圏である森林、雑木林、里山等を切り開き、居場所をなくしていることが要因ではないかと考えます。そこで、道路等をつくるときは、野生動物の生活圏である森林、雑木林等をできるだけ残すことを検討できないでしょうか。また、道路建設により隔離されてしまった雑木林間をつなぐため、例えば、道路の下にU字溝を設置し、横断できるようにするなど、けもの道のようなものを設けることはできないでしょうか。	県土整備部	道路建設課	ご意見ありがとうございます。三重県においては、一定規模以上の道路を整備する場合、環境影響評価法、三重県環境影響評価条例または三重県環境調整システム推進要綱に基づき、生態系を調査し、野生動物等の生育空間や希少な野生動物等の保護に配慮しております。ご理解のほどよろしくお願い致します。	すでに実施している
37 (26)	2017/8/21	電子メール	提案意見	公園の遊具について	気温が高くなる夏には、公園にある鉄製のすべり台のすべり降りる部分が熱くなり、子どもが遊ぶ時にやけどするという投稿文を読みました。やけどを防ぐ工夫が必要だと思います。	県土整備部	都市政策課	ご意見ありがとうございます。県営都市公園内のすべり台については、多くは樹脂製ですが、一部鉄製のものがあります。そのため、夏の時期は看板やホームページ等で注意喚起を行うなど、利用者の安全確保に努めていきます。今後も快適に公園をご利用いただけるよう努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 (参考) 県営都市公園内のすべり台 11基 うち鉄製のもの 2基（熊野灘臨海公園）	今年度内に反映したい

38	2017/8/7	電子メール	提案意見	県道の歩道改修工事について	県道6号(県道四日市楠鈴鹿線)の歩道改修工事について、落ち葉、排水、路側帯通行、県道進入時の安全性等を考えての整備は重要で、かつ景観にも配慮されていると思います。現在、3期工事が行われていますが、整備の順序について、剪定作業や落ち葉の掃除を担う住民として、高齢化が進んでいる住居地域を優先していただきたいと思います。	四日市庁舎	保全室 四日市建設事務所	ご意見をいただき、ありがとうございます。県道四日市楠鈴鹿線(通称:塩浜街道)の歩道工事は、地元自治会、関係者と意見交換を行い、通学路となる東側の歩道を優先的に整備する方針で進めておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。	次年度以降に反映したい
39 (40)	2017/9/11	電子メール	提案意見	河川の堤防について	四日市市内を流れる三滝川の水の流れについて、以前は、南側(矢合川側)に水の流れがあり、北側(高角I.C.南の信号側)には、幅のある緩やかな道があり、子どもやトラックも問題なく川に降りることができました。数年前に三滝川の砂をダンプカーで撤去したため、水の流れが北側に変わっています。そのため、北側の堤防と岸が削られています。また、川に降りる道も削られ、絶壁になり、従来のように川に降りられなくなりました。定期的に川の砂を運んでいるのであれば、水の流れを南側に戻してくれると思っていましたが、数年たっても、一向に砂を運んでいる様子は見られません。そのため、年々北側の岸が削られ、大雨で堤防が決壊する恐れがあります。南側には矢合川が、北側には民家や公園があります。近年、大雨が多く、そのたびに岸が削られ、コンクリートブロックが流れていて不安です。また、矢合川側に、ソーラーパネルが設置されています。ソーラーパネルを守るために、水の流れが南側から北側が変わるように、川底を削ったのでしょうか。流れが変わった原因、北側の堤防の損傷の程度について確認し、水の流れを南側に戻し、堤防の修繕をするように、強く要望します。	四日市庁舎	四日市建設事務所総務・管理室	ご意見ありがとうございます。現在、三重県では、堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を進めています。三滝川の高角橋下流(橋の東側)においても、平成27年に河川の流下能力を回復するとともに、堆積土砂の有効活用を図ることを目的として、左岸側(北側)に堆積した土砂の撤去を砂利採取によって行いました。堤防については、高角橋上流部において、ご指摘のように土砂が浸食され小崖状になっている箇所があることを確認しました。これは、7~8年前に出水時等の自然現象に起因して川の流れが変わり、堤防護岸前の堆積土砂が浸食されたものであり、堤防本体の安全性に影響はないと考えられます。このため、現状では、堤防について修繕等の対応を行う必要はないと考えていますが、今後、現地状況については注視をしていきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
40 (39)	2017/9/11	電子メール	提案意見	河川の堤防について	四日市市内を流れる三滝川の水の流れについて、以前は、南側(矢合川側)に水の流れがあり、北側(高角I.C.南の信号側)には、幅のある緩やかな道があり、子どもやトラックも問題なく川に降りることができました。数年前に三滝川の砂をダンプカーで撤去したため、水の流れが北側に変わっています。そのため、北側の堤防と岸が削られています。また、川に降りる道も削られ、絶壁になり、従来のように川に降りられなくなりました。定期的に川の砂を運んでいるのであれば、水の流れを南側に戻してくれると思っていましたが、数年たっても、一向に砂を運んでいる様子は見られません。そのため、年々北側の岸が削られ、大雨で堤防が決壊する恐れがあります。南側には矢合川が、北側には民家や公園があります。近年、大雨が多く、そのたびに岸が削られ、コンクリートブロックが流れていて不安です。また、矢合川側に、ソーラーパネルが設置されています。ソーラーパネルを守るために、水の流れが南側から北側が変わるように、川底を削ったのでしょうか。流れが変わった原因、北側の堤防の損傷の程度について確認し、水の流れを南側に戻し、堤防の修繕をするように、強く要望します。	四日市庁舎	四日市建設事務所事業推進室	総務・管理室の回答と同じです。	施策の参考とする
41	2017/8/7	電子メール	提案意見	海岸堤防の整備について	鳥羽市の佐田浜地区は海拔0m地帯にあり、定期船発着場付近の駐車場は、大潮の満潮時や台風接近時に海水により水没します。冠水しない対策をお願いします。	伊勢庁舎 志摩庁舎	志摩建設事務所事業推進室	ご意見ありがとうございます。鳥羽市佐田浜地区の駐車場は概ね海拔2.0m以上の敷地高となっておりますが、ご指摘の駐車場と思われる佐田浜第1駐車場では、潮位が上がると、駐車場に隣接する雨水排水用の側溝に海水が流入することを確認しています。駐車場敷地の嵩上げはできませんが、当該側溝への海水流入防止については、平成28年度より進めている駐車場前の海岸堤防の嵩上げを行う事業において対応してまいります。	施策の参考とする
42	2017/8/8	封書・葉書	要望	職員採用試験について	県職員A試験について、第1次試験は、教養試験100点、専門試験等100点の配点に対して、第2次試験は、総合人物試験の配点が350点もあります。国、他県と比べて高くないですか。専門知識より人物を評価しているかもしれませんが、人物評価の採点基準等が明確ではありません。明確な説明をお願いします。	人委事務局	人事委員会事務局	三重県では、県民の皆さまをはじめとして様々な主体が力を合わせ、行政と一緒に協創による政策や施策の展開を行っており、その取組をより実効性の高いものとするために、職員の人材育成に係る基本方針の中で、目指すべき職員像として、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」と定めています。このような人材を確保していくために、職員採用試験においては、教養や専門に関する能力とともに、県民の皆さまと協働による取組を進めるにあたり、合意形成に至る過程や説明責任をきちんと果たすうえで必要となるコミュニケーション能力、対人適応能力や表現力などを求めています。合わせて仕事に対する熱意、積極性や独創性、県民の皆さまとともに行動したり、組織で働くうえで必要な協調性なども重視しています。なお、採用試験の実施については、専門的、中立的な人事行政機関である人事委員会が行っており、引き続き、公平公正な試験の実施のもと、多様で有為な人材の確保を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
43 (46) (48)	2017/8/8	電子メール	提案意見	悪天候時の登下校の判断について	高校の夏休み中の部活動について、登校した生徒が、台風による悪天候のため学校の指示により下校しました。遠方から通学している生徒は、交通機関の運行状況によっては「帰宅困難者」になる場合もあります。災害、悪天候時には、迅速な判断をお願いします。	教育委員会	教育総務課	御意見ありがとうございます。台風による悪天候等の際には、三重県教育委員会と各県立学校が情報共有を密にするとともに、日頃から、学校で活動する生徒が災害に巻き込まれることがないよう、教職員が生徒に適切な指導を行い、防災及び危機管理に努めているところです。今回、御指摘いただきました、悪天候時における部活動等に関する学校から生徒への連絡につきましては、事故の未然防止等生徒の安全を第一に、各県立学校においてそれぞれの状況に応じて適切に行っています。三重県教育委員会としましても、今後も細心の注意を払うよう指導・助言を行ってまいりますので、各御家庭におきましても、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、三重県教育委員会では「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」(昭和41年9月7日三重県教育委員会公告 平成28年3月17日最終改正)において、悪天候(台風・大雪等)時の各県立学校の対応を定めています。	すでに実施している

44	2017/8/31	電子メール	提案意見	教員の勤務時間について	教員の勤務時間は、どのように確認しているのですか。タイムカードで勤務時間を把握してください。	教育委員会	教職員課	教員の勤務時間について、小中学校では、すべての教職員が個々に時間外労働時間を記録・報告し、学校長が確認しています。県立学校では、すべての教職員が「三重県立学校過重労働対策報告システム」を活用して個々に時間外労働時間を記録・報告し、学校長が確認しています。今後とも、学校長のマネジメントのもと、教職員の正確な労働時間の把握について、適切に実施していきたいと考えます。	施策の参考とする
45(8)	2017/9/8	電子メール	照会	三重県職員・市町立小中学校職員採用試験について	精神障がい者の雇用義務化が法定されるというのに、なぜ身体障がい者のみを対象とした採用試験しか行わないのでしょうか。来年度から実施する予定もないのでしょうか。なぜ身体障がい者だけで精神障がい者は対象でないのかについて、理由も教えてください。	教育委員会	教職員課	市町立小中学校の事務職員は、各学校に原則1名の配置となっておりますが、そうした中、障がいのある方の職域を拡大する取組の1つとして、平成27年度から、小中学校に、精神に障がいのある方を非常勤職員として任用し、ご活躍いただいているところです。また、その方々が、障がいの特性に応じた業務に取り組んでいただく中で、小中学校における、業務の内容や勤務の在り方、働き方等についての課題を検証し、今後の事務職員としての配置の可能性について検討しているところです。このような状況下において、直ちに精神障がい者枠の試験を実施することは困難な状況ですが、三重県教育委員会としては、こうした取組の継続や課題の検証により、精神に障がいのある方が働きやすい職場づくりを進めてまいります。	施策の参考とする
46(43)(48)	2017/8/8	電子メール	提案意見	悪天候時の登下校の判断について	高校の夏休み中の部活動について、登校した生徒が、台風による悪天候のため学校の指示により下校しました。遠方から通学している生徒は、交通機関の運行状況によっては「帰宅困難者」になる場合もあります。災害、悪天候時には、迅速な判断をお願いします。	教育委員会	高校教育課	教育総務課の回答と同じです。	すでに実施している
47	2017/9/11	電子メール	提案意見	みえスタディーチェックについて	全国学力・学習状況調査の結果をどう思われましたか。みえスタディーチェックが、いかに無駄であったかを証明したとは思いませんか。みえスタディーチェックは、いわばテストの答えを丸暗記させて本番に臨ませるようなもので、子どもの真の学力を向上させるものではないと気づかれませんか。学力は、一朝一夕には身につくものではありません。みえスタディーチェックなどをするより、少しでも基礎、基本が身につくようにすべきではないでしょうか。	教育委員会	学力向上推進PT	本年度の全国学力・学習状況調査は、中学校1教科(数学A)が全国の平均正答率を上回りましたが、小中学校合わせた8教科中7教科が全国の平均正答率を下回るという厳しい結果であり、大変重く受けとめています。特に小学校において、国語では、文章を読み取る力や、文章の内容を理解して漢字を書く力に課題が見られました。算数では、割合や図形に関する知識の定着に課題が見られました。みえスタディー・チェックは、三重の子どもたちの課題(思考力、判断力、表現力等の「活用する力」)を改善するために、「子どもたちの「活用する力」の育成につながる問題がほしい。」という学校の要望を踏まえ、子どもたちの「活用する力」と「主体的に学習に取り組む意欲の向上」・学校の組織力を高め、授業をはじめとする教育活動の質の向上をめざし、県独自の活用力を問う問題として作成し、平成26年度から実施しています。子どもたちの学力の育成にあたっては、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、「何を知っている・できるか」(個別の知識・技能)はもとより、「それをどう使うか」(思考力・判断力・表現力)、さらには「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」(主体性・多様性・協働性、学びに向かう力)といった視点を大切にしなければなりません。三重の子どもたちの課題に対応したみえスタディー・チェックは、そうした視点を踏まえつつ、教育施策・教育指導の改善充実を図り、小中学校の連続性、系統性(小4~中3)の中で、学力を育むことをとおして、各校における年間を通じた組織的・継続的な授業改善PDCAサイクルを確立するために重要であると考えています。県教育委員会としましては、子どもたちの希望と未来をかなえる学力の育成に向け、今後も取組を進めていきます。	施策の参考とする
48(43)(46)	2017/8/8	電子メール	提案意見	悪天候時の登下校の判断について	高校の夏休み中の部活動について、登校した生徒が、台風による悪天候のため学校の指示により下校しました。遠方から通学している生徒は、交通機関の運行状況によっては「帰宅困難者」になる場合もあります。災害、悪天候時には、迅速な判断をお願いします。	教育委員会	保健体育課	教育総務課の回答と同じです。	すでに実施している